

成田市議会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定により、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴券の交付)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付票（別記第1号様式）に住所及び氏名を記入し、傍聴券（別記第2号様式）の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

第4条 傍聴券は、傍聴席入口で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(手話通訳等)

第5条 手話通訳又は要約筆記を必要とする者は、手話通訳者又は要約筆記者の派遣を議長に申請することができる。

2 議長は、前項の規定による申請があったときは、手話通訳者又は要約筆記者の確保に努めるものとする。

(傍聴券の提示)

第6条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第7条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第8条 一般席の傍聴人の定員は、66人（車いす席2人を含む。）とする。

(議場への入場禁止)

第9条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第10条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

- (4) 笛，ラッパ，太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 犬，猫，鳥その他の動物の類を携行している者。ただし，身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を同伴する場合は，この限りでない。
- (6) 前各号に定めるもののほか，会議を妨害し，又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
（傍聴人の守るべき事項）

第11条 傍聴人は，傍聴席にあるときは，次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し，放歌し，高笑し，その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻，腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ，又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話，電子計算機等の通信機器その他音を発する機器を携帯する場合は，電源を切り，又は音を発しない状態にすること。
- (7) 前各号に定めるもののほか，議場の秩序を乱し，又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真，動画等の撮影及び録音等の禁止）

第12条 傍聴人は，傍聴席において写真，動画等を撮影し，又は録音等をしてはならない。ただし，特に議長の許可を得た場合は，この限りでない。

（傍聴人の退場）

第13条 傍聴人は，秘密会を開く議決があったときは，速やかに退場しなければならない。

（係員の指示）

第14条 傍聴人は，全て係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第15条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか，傍聴人がこの規則に違反するときは，議長はこれを制止し，その命令に従わないときは，これを退場させることができる。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか，傍聴に関し必要な事項は，議長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は，公布の日から施行する。

(成田市議会傍聴人取締規則の廃止)

2 成田市議会傍聴人取締規則(昭和29年議会規則第3号)は、廃止する。

附 則(令和3年3月18日議会規則第3号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式

傍聴受付票

受付番号 _____

年 月 日	年 月 日
住 所	
氏 名	

報 道

(該当の方はレを入れてください。)

第2号様式

(表)

年 月 日

No. _____

傍 聴 券

- ※ 本券は、交付当日限り有効です。
- ※ 傍聴を終え退場するときは、係員にお返してください。
- ※ 裏面の注意事項をお読みください。

成田市議会 印

(裏)

注 意 事 項

- 1 傍聴される方は、議場に入ることができません。
- 2 傍聴席では、次の事項を守ってください。
 - (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
 - (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
 - (6) 携帯電話、電子計算機等の通信機器その他音を発する機器を携帯する場合は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
 - (7) そのほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 3 傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等を行うことはできません。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- 4 傍聴される方は、全て係員の指示に従ってください。